



2021年11月11日

各 位

会 社 名 イー・ガーディアン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高谷 康久  
(コード：6050 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 溝辺 裕  
(TEL. 03-6205-8859)

## 調査委員会の調査報告書の受領および役員報酬の減額に関するお知らせ

当社は、2021年8月31日に開示いたしました「当社子会社元取締役の不正行為に関するお知らせ」のとおり、当社子会社元代表取締役（以下「当該元代表取締役」という。）による不正行為に対し、社外取締役及び外部専門家を中心に構成される調査委員会（以下「当調査委員会」という。）を設置し、調査を進めてまいりました。

本日、当調査委員会より、調査の結果判明した不正行為の疑義に関する事実関係と発生原因の分析、内部統制上の問題についての再発防止策の提言等を目的とする調査報告書（以下「本調査報告書」という。）が当社取締役会に提出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本日開催の取締役会において、下記のとおり、取締役の役員報酬の減額を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 調査委員会の調査結果

調査委員会により多面的に事実関係の調査を実施しましたところ、結論として、当該元代表取締役による不正行為として、①不適正な支出行為、②不適正な債務負担行為、及び③これらに連動する粉飾行為が認められました。

なお、当社またはグレスアベイル社内の組織的共謀、関与があったものとは認められませんでした。

当調査委員会の調査結果の詳細につきましては、添付の本調査報告書をご覧ください。本調査報告書はプライバシー及び機密情報保護等の観点から、個人名及び会社名等につきましては、部分的な非開示処置を行っております。

## 2. 役員報酬減額について

当社は、当調査委員会からの最終報告を受け、その内容を真摯に受け止め、経営責任を明確にするため、以下の通り役員報酬の減額を実施いたします。

### (1) 取締役の役員報酬減額の内容

代表取締役社長：月額基本報酬の 20%減額

専務取締役：月額基本報酬の 10%減額

### (2) 対象期間

2021年11月から 2022年1月まで3ヶ月間

## 3. 過年度の訂正の範囲と影響額について

当委員会の調査に基づき、当社は過年度の業績を訂正し、過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正を本日提出いたしました。なお、業績訂正の範囲と影響額につきましては、本日開示の「過年度に係る有価証券報告書等の及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

## 4. 当委員会の調査結果を受けた再発防止策について

当社は、当委員会からの再発防止策の提言を踏まえ、下記の再発防止策を実行してまいります。

### (1) 子会社に対する管理監督強化

#### ① 子会社含む取締役へのコンプライアンス研修実施

コンプライアンス意識の維持向上のため、子会社含む取締役に対しコンプライアンス研修を定期に実施する。

#### ② 子会社社長の当社経営会議へ出席義務化

週次開催の当社経営会議へ子会社社長の出席を義務化し、子会社経営状態の報告頻度を増やし、管理監督を強化する。

#### ③ 子会社経理業務の当社への委託

子会社経理業務を当社に委託することにより、経理業務における透明性を確保する。

#### ④ 上記内容の関係会社管理規程への明文化

(2) M&Aにおけるデュー・デリジェンスの強化

対象会社が小規模な場合においても、外部専門家によるデュー・デリジェンスを実施し、M&Aプロセスの透明性を確保する。

(3) 当社内部監査部門の強化

内部監査部門の体制を強化するために人員を増強し、機能強化を図る。

(4) 子会社経理業務フローの見直し

子会社経理業務・出納業務に関する担当者及び承認者の職務を分離し、不正行為の防止に努める。加えて、当該内容の業務分掌規程及び職務権限規程への明文化を行う。

また、その他本件に関して新たに開示すべき事項が発生した場合には適宜情報開示を行ってまいります。

5. 今後の対応について

株主・投資家の皆様、お客様、お取引先皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと改めてお詫び申し上げます。今後は全社をあげて再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいります。

以上

(別紙)

2021年11月11日

イー・ガーディアン株式会社 御中

## 調査報告書

イー・ガーディアン株式会社

調査委員会

委員長 楠美 雅堂

委員 瀧澤 秀俊

委員 大川 康平

委員 峯尾 商衡

委員 藤倉 邦之

## 目次

---

第1	本調査の概要	1
1.	はじめに	1
2.	当調査委員会設置の経緯	1
3.	当調査委員会の目的	2
4.	当調査委員会の構成等	2
5.	調査対象期間	2
6.	調査方法	3
(1)	関係者に対するヒアリング	3
(2)	デジタルフォレンジック調査	4
7.	本件調査の分析等とその限界	5
第2	調査の結果	6
1.	当社・GA社の概要及びGA社への出資の経緯等	6
(1)	当社の概要	6
(2)	GA社の概要	11
(3)	当社のGA社への出資経緯等	13
2.	不正行為	15
(1)	不正行為の概要	15
(2)	不正行為に至る事情・管理体制等について	15
(3)	不適正な支出行為	17
(4)	不適正な債務負担行為（ファクタリング取引等）	20
(5)	粉飾（架空取引の計上）	20
(6)	業績への影響額	24
(7)	株式追加取得に対する会計処理の修正	25
第3	要因分析と再発防止策の提言	26
1.	本件の特異性	26
(1)	a氏の背信的意図と隠蔽工作	26
(2)	内部統制システム構築の遅れ	26

2. 時系列による要因分析と再発防止策の検討.....	27
(1) 2019年8月（増資引受時） .....	27
(2) 2019年9月以降（増資引受時後） .....	27
(3) 2019年12月（八重洲口座の管理移管） .....	28
(4) 2019年11月～2020年4月（H社の架空売上とF社の架空請求） .....	29
(5) 2020年4月（諸規程の整備・適用時） .....	29
(6) 2020年10月（完全子会社化時） .....	30
(7) 2020年10月以降（b氏退職後） .....	30
(8) 再発防止策の総括 .....	31
第4 結び .....	35

## 目次

---

### <主な略語一覧>

文中に定義するほか、以下の略称を用いることがある。

略称	意義
当社	イー・ガーディアン株式会社
G A 社	株式会社グレスアベイル
a 氏	G A 社前代表取締役 a 氏
J P S 社	株式会社ジェイピー・セキュア
E G S S 社	E G セキュアソリューションズ株式会社
G A 社現社長	G A 社現社長兼当社取締役寺田剛氏
当社専務	当社現専務取締役溝辺裕氏
a 氏口座	a 氏または a 氏の個人会社である D 社・E 社名義の銀行口座
八重洲口座	G A 社名義の C 銀行の普通預金口座であり、もっぱら日常的取引の入出金を行う口座として開設されていたもの。
管理口座	G A 社名義の C 銀行の普通預金口座であり、もっぱら大口資金の管理を行う口座として開設されていたもの。
b 氏	b 氏 (2019 年 11 月から 2020 年 10 月まで G A 社の CFO)
D 社	a 氏の個人会社である D 社
E 社	a 氏の個人会社である E 社
F 社	G A 社の取引先である F 社
H 社	市場調査会社である H 社

### <金額表示>

文中の金額は、消費税を除いた金額で表示している



## 第1 本調査の概要

### 1. はじめに

本調査は、いずれも当社が100%を出資する連結子会社であるGA社及びJPSS社をEGSS社に2021年10月1日付で吸収合併することを企図し、新体制への移行を進めている過程において発覚したGA社の不適正な支出・債務負担及び粉飾決算等の不正行為があったと疑われる事象を対象に行われた。その結果、当調査委員会として、それら不正行為の存在を確認するとともに、それらがa氏の独断によって行われた可能性が極めて高いと認定する一方、その要因分析の上で、再発防止に向け、当社の企業買収時のデュー・デリジェンスの在り方、その後の子会社管理体制等について改善されるべきであると提言するものである。

### 2. 当調査委員会設置の経緯

① 当社は、サイバーセキュリティ事業の強化及び経営のスピードアップを図るため、いずれも当社が100%を出資する連結子会社であるGA社及びJPSS社をEGSS社に2021年10月1日付で吸収合併することを企図し、同年7月12日、その旨の取締役会における承認決議を経て、具体的準備に着手した。

しかし、その手続きのための諸指示事項につき、a氏の対応は遅延し、かつ連絡そのものに支障を来すようになったことから、2021年8月6日、a氏をGA社取締役から解任し、あらたにGA社現社長を代表取締役に、当社専務を取締役に選任し、役員体制の刷新を行った。

② 当社として、これを機にGA社の銀行残高及び入出金明細等を確認したところ、残高に差額があることが判明し、この結果、それまでGA社から当社に提出されていた銀行取引記録は改竄されたものであるとの疑いが発覚した。また、GA社名義の銀行口座とa氏口座間の不明朗な受送金やGA社事業との関連性が認められない会社への送金、さらにはファクタリング会社への債権売却及び支払い等が行われていたことも判明し、これらの諸事実を隠蔽するために、銀行取引記録、契約書及び請求書等の偽造・変造に加え、当社社印の印影までもが偽造されたものと推測された。

③ こうして発覚した事実を踏まえ、かつ、これらの不正行為はa氏の独断または少なくとも主導で行われており、当社の他の関係者が関与していた疑いは認められなかったことから、当社は、独立社外取締役及び内部監査担当者に、外部から専門的知見を有する弁護士を加えて構成する調査委員会が調査を行うべきと結論し、2021年8月31日開催の取締役会において当調査委員会が設置されたものである。

### 3. 当調査委員会の目的

当調査委員会の調査目的は、以下のとおりである。

- i) 本件に関する事実関係の確認
- ii) 本件による業績への影響額の確認
- iii) 本件が生じた原因分析と再発防止策の提言
- iv) その他、調査委員会が必要と認めた事項

### 4. 当調査委員会の構成等

当調査委員会の構成は以下のとおりである。

- 委員長 楠美 雅堂 (公認会計士 当社独立社外取締役監査等委員)
- 委員 瀧澤 秀俊 (弁護士 あたご法律事務所)
- 委員 大川 康平 (弁護士 当社独立社外取締役監査等委員)
- 委員 峯尾 商衡 (公認会計士 当社独立社外取締役監査等委員)
- 委員 藤倉 邦之 (当社総務部 内部監査担当)

なお、瀧澤秀俊委員は、当社と特別な利害関係を有しておらず、調査委員としての独立性及び中立性を有している。

また、本件調査にあたっては、2名の公認会計士の補助を受けたほか、GA社及び当社のグループ会社の資料等の収集、事務処理等のため、当社職員の補助を受けている。なお、2名の公認会計士は、いずれも当社及びGA社と、また本件と特別な利害関係のないものである。

また、後述するデジタルフォレンジック調査は、AOSデータ株式会社に委託し、同社が収集したデータの精査・分類作業につき、表参道パートナーズ法律事務所（赤坂屋潤弁護士、唐木大輔弁護士、大原宏晶弁護士）による調査の補助を受けた。なお、AOSデータ株式会社及び表参道パートナーズ法律事務所は、いずれも当社及びGA社と、また本件と特別な利害関係のないものである。

### 5. 調査対象期間

当調査委員会において、本調査の対象としたのは、2019年1月1日から2021年9月30日までである。

すなわち、当社がGA社への増資に応じて連結子会社としたのは2019年8月20日であるが、これに先立つGA社の直近決算期（2019年5月期）において、銀行預金の期末実際残高と期末帳簿残高に6,904千円の差額（期末実際残高が少ない）が

見られ、さらに遡るとその差額は2019年3月末から生じていることが確認された。そこで、さらに確認のため、概ね四半期遡り、調査対象期間の始期を2019年1月1日としたものである。

また、前述のとおり、GA社の経営体制は2021年8月6日までに刷新されており、以後にあらたな不正行為が生じる恐れは認められないこと、他方、簿外での債務負担行為などの不正についても、概ねGA社のEGSS社への合併までに明らかになったものと見込まれたことから、調査対象期間の終期を2021年9月30日としたものである。

## 6. 調査方法

当調査委員会は、本件調査にあたり、銀行取引情報・総勘定元帳情報・偽造された銀行情報、その他関連資料の検証、関係者に対するヒアリング、GA社の取引先に対する照会、デジタルフォレンジック調査等を実施した。

なお、書面を含む関連資料の検証内容及びその結果は、後に個別に明らかにする。

### (1) 関係者に対するヒアリング

当調査委員会では、やむを得ない場合を除き、委員全員が立会いの上、下記のとおり、延べ15名の関係者に対して、直接面談、またはWEB会議システムを用いてヒアリングを行った。

役職等	氏名	実施日
<b>【当社】</b>		
代表取締役	高谷 康久	2021年10月07日
専務取締役	溝辺 裕	2021年09月22日
取締役	寺田 剛	2021年10月01日
元取締役	c氏	2021年09月29日
従業員 総務部内部監査担当	d氏	2021年10月05日
<b>【GA社】</b>		
取締役	e氏	2021年10月08日
取締役	f氏	2021年11月02日
元取締役	g氏	2021年09月21日
元取締役	h氏	2021年09月08日
元従業員 CFO	b氏	2021年09月09日
従業員 管理本部長	i氏	2021年09月09日

役職等	氏名	実施日
従業員 セキュリティ・サービス・グループ マネージャー	j氏	2021年09月09日
従業員 システム・エンジニアリング・グループ マネージャー	k氏	2021年09月14日
従業員 システム・エンジニアリング・グループ	l氏	2021年09月15日
【その他】		
F社 代表取締役	m氏	2021年09月14日

また、a氏の不正行為に関与したものと疑われる第三者（不正であるとの認識があることを前提とするものではない）に対し、同様の方法によるヒアリングを行い、または書面・メール・電話等によって照会を行った。

他方、a氏に対しても事情聴取に応じるよう要請すべく、直接本人に対し、またはその代理人弁護士を通じて、書面・メール・電話等のほか、自宅訪問を試みるなど、再三再四にわたり連絡を試みたが、残念ながら、本調査報告書提出日までにこれに応じられることはなかった。

## (2) デジタルフォレンジック調査

a氏が使用していたG A社のメールアカウントから取得された電子メール延べ18,192通のドキュメントデータを対象としてデジタルフォレンジック調査を実施し、以下の事実の有無を確認した。

- i) a氏が同人または第三者の債務保証等によりG A社に潜在債務を負担させる行為の有無。
- ii) a氏がG A社にファクタリング取引を行わせた事実の有無。
- iii) その他、a氏の横領・背任・架空取引に該当しうる行為の有無。
- iv) a氏の印章偽造、契約書等の偽造・捏造、またはこれらの行使に関与した事実の有無。
- v) これらの事実に関与した者の有無。

ただし、G A社がa氏に貸与していたパソコン、携帯電話はa氏が持ち出したまま返還されていないため、当調査委員会の把握していないメールアカウントを使用したデータの解析はできなかった。

なお、上記レビュー結果及び当調査委員会のヒアリング等による調査結果によれば、当社及びG A社内での共謀者や組織的関与をうかがわせる情報は認められなかったため、デジタルフォレンジック調査の対象はa氏のメールアカウントにとどめた。

## 7. 本件調査の分析等とその限界

① 当調査委員会は、前述の関係者に対するヒアリング後の協議を含め、その設置から本調査報告書提出日まで、延べ14回のミーティングを開催し、得られた情報の分析と検討を行った。

② その結果として、当調査委員会は以下に述べる結論に達したものである。

しかし、a氏自身が最後まで事情聴取に応じておらず、かつ当調査委員会には強制的な調査権限があるわけでもない。

このため、当調査委員会の分析及びその検討結果は、a氏の不正行為のすべてを網羅したものとの確信に至っているものではない。

また、a氏の弁明が得られなかったことから、当調査委員会としては慎重に検討を重ねたところではあるが、その一部においては、不正との評価が過剰なものであるとの可能性を否定しない。

かくして、当調査委員会の事実認定及びその評価は、一定の限界がある中で実施されたものであるから、a氏の供述、その他当調査委員会を対象とした以外の資料等が存在し、新たな事実関係等が明らかとなった場合には、本件の事実認定が変更され、または追加・削除されるべき可能性があることを保留する。

## 第2 調査の結果

### 1. 当社・G A社の概要及びG A社への出資の経緯等

#### (1) 当社の概要

- ① 当社の沿革（現事業に関連するもの）は、以下のとおりである。

そこからは、当社の成長戦略として、当社事業そのものの拡張とともに、事業買収・M&Aの手法により他社事業を取り込むことにより、市場変革スピードの速いインターネットセキュリティに関するワンストップ型サービスの提供体制が整われてきたことがうかがわれる。

年月	概要
1998年05月	大阪府大阪市西区西本町に株式会社ホットポット（資本金10,000千円）を設立
2000年04月	本社を大阪府大阪市港区弁天に移転
2001年06月	コールセンター事業開始
2001年12月	人材派遣事業開始
2003年04月	当社グループ内でインターネット掲示板における掲示板投稿監視事業（現インターネットセキュリティ事業）を開始
2004年08月	本社を大阪府大阪市北区堂島に移転
2005年10月	イー・ガーディアン株式会社に商号変更
2006年10月	本社を東京都港区麻布十番に移転（旧本社を大阪センターへ） 本社に東京センター開設
2009年03月	東京都立川市曙町に立川センターを開設
2009年04月	掲示板投稿監視事業（現インターネットセキュリティ事業）の一環としてオンラインゲームサポート業務開始
2010年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2011年06月	宮崎県宮崎市に宮崎センターを開設 投稿監視システム「E-Trident」をリリース
2012年06月	イーオペ株式会社（現イー・ガーディアン東北株式会社）の株式を取得し、完全子会社化
2012年11月	ソーシャルメディア運用支援ツール「ソーシャルダッシュボード+」をリリース
2014年07月	自動識別型画像フィルタリングシステム「ROKA SOLUTION」をリリース

年月	概要
2014年08月	東京都豊島区西池袋に池袋センターを開設
2014年09月	クリエイティブ人材派遣に特化した人材コンサルティングを展開する株式会社パワーブレイン（現イー・ガーディアン株式会社）の株式を取得し、完全子会社化
2014年10月	デバッグ業務に特化したトラネル株式会社（現EGテストイングサービス株式会社）を新設分割により設立
2015年04月	サイバーセキュリティ業務に特化したHASHコンサルティング株式会社（現EGセキュアソリューションズ株式会社）の株式を取得し、完全子会社化
2015年09月	熊本県熊本市に熊本センターを開設
2016年02月	リアル・レピュテーション・リサーチ株式会社（現イー・ガーディアン株式会社）を設立
2016年09月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2017年01月	デバッグ業務に特化した株式会社アイティエス（現EGテストイングサービス株式会社）の株式を取得し、完全子会社化
2017年05月	イーオベ株式会社をイー・ガーディアン東北株式会社、リンクスタイル株式会社をEGヒューマンソリューションズ株式会社に、HASHコンサルティング株式会社をEGセキュアソリューションズ株式会社に、それぞれ商号を変更 画像内物体検知システム「Kiducoo AI」をリリース
2017年07月	海外進出を図るためフィリピンに E-Guardian Philippines Inc. を設立
2018年04月	大阪府大阪市北区に大阪GAMELABOを開設
2018年10月	EGヒューマンソリューションズ株式会社及びリアル・レピュテーション・リサーチ株式会社を当社が吸収合併
2019年01月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2019年08月	クラウドセキュリティ製品開発業務を行う株式会社グレスアベイルの株式を取得し、子会社化
2019年10月	ソフトウェアデバッグ業務を行うトラネル株式会社が、ハードウェアデバッグ業務を行う株式会社アイティエスを吸収合併 トラネル株式会社をEGテストイングサービス株式会社に商号変更 掲示板投稿監視事業の名称をインターネットセキュリティ事業に変更
2020年04月	東京都新宿区に新宿サテライトを開設 広島県広島市中区に広島センターを開設

年月	概要
2020年10月	株式会社グレスアベイルの株式を追加取得し、完全子会社化 ソフトウェア型WAF開発業務を行う株式会社ジェイピー・セキュアの株式を取得し、完全子会社化
2021年06月	東京都港区赤坂に赤坂 Ad Process Lab を開設
2021年07月	ベトナムに E-Guardian Vietnam Co.Ltd.を設立
2021年10月	株式会社グレスアベイル及び株式会社ジェイピー・セキュアをEGセキュアソリューションズ株式会社に統合

② 当社及び連結子会社における事業の概要（2021年9月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社7社（イー・ガーディアン東北株式会社、EGテストサービス株式会社、EGセキュアソリューションズ株式会社、株式会社グレスアベイル、株式会社ジェイピー・セキュア、E-Guardian Philippines Inc.、E-Guardian Vietnam Co.Ltd.）により構成されており、ソーシャルWEBサービスを運営するクライアントに対する投稿監視サービス、デバック、カスタマーサポートその他、インターネットセキュリティ事業等を展開している。

このうち、インターネットセキュリティの分野に関しては、個人情報漏洩事件、仮想通貨の流出、キャッシュレス決済の不正利用など、インターネット上のトラブルが多数生じており、サイバー攻撃の脅威に多くの注目が集められ、国内サイバー・セキュリティサービス市場も急拡大しているところである。これに対し、当社グループでは、EGSS社を中心としてWEBアプリケーションの脆弱性診断サービスなどを提供しているものであるが、GA社の技術力・商品開発力を得て、クラウド型セキュリティサービスの開発及びソリューションの提供が図られていたものである。

③ 当社の役員の状況は以下のとおりである。

・2021年9月30日現在

氏名	役職
高谷 康久	代表取締役（最高経営責任者）
溝辺 裕	専務取締役（最高財務責任者、総務部・経理部担当）
寺田 剛	取締役（営業部・アカウントリレーション部・情報システム部等担当）
楠美 雅堂	取締役 監査等委員
大川 康平	取締役 監査等委員
峯尾 商衡	取締役 監査等委員



なお、GA社への出資時（2019年8月20日）には、c氏取締役（当時経理部担当）が在任していたが、2020年12月17日をもって退任している。

④ 当社連結及び単体の業績推移の公表決算値は下記のとおりである。

ただし、連結業績については、本調査によりGA社の粉飾が明らかとなっているが、修正前の数値である。修正による損益への影響額については後述する。

ア.連結経営指標

単位：千円

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上高	3,813,968	5,067,621	5,902,868	6,535,674	7,845,183
経常利益	554,717	840,660	1,049,286	1,201,544	1,380,458
親会社株主に 帰属する 当期純利益	350,584	572,908	736,105	840,768	980,010
包括利益	350,584	570,849	733,286	837,236	932,358
純資産額	1,689,460	2,244,662	2,848,832	3,488,123	4,327,724
総資産額	2,354,632	3,187,195	3,781,907	4,598,445	5,642,494

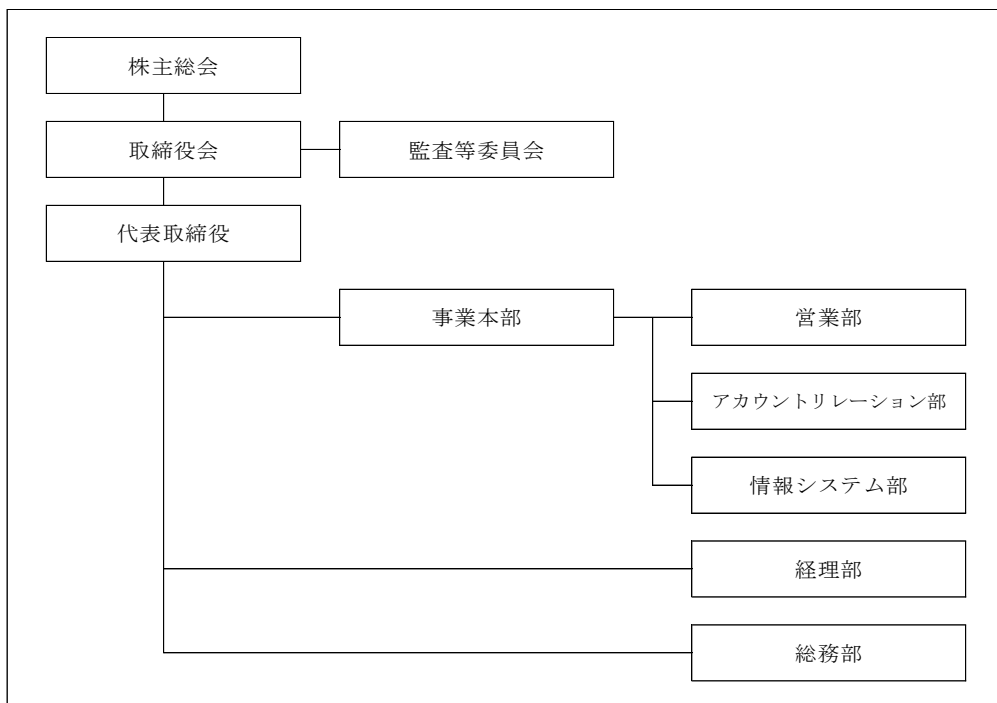
イ.単体経営指標

単位：千円

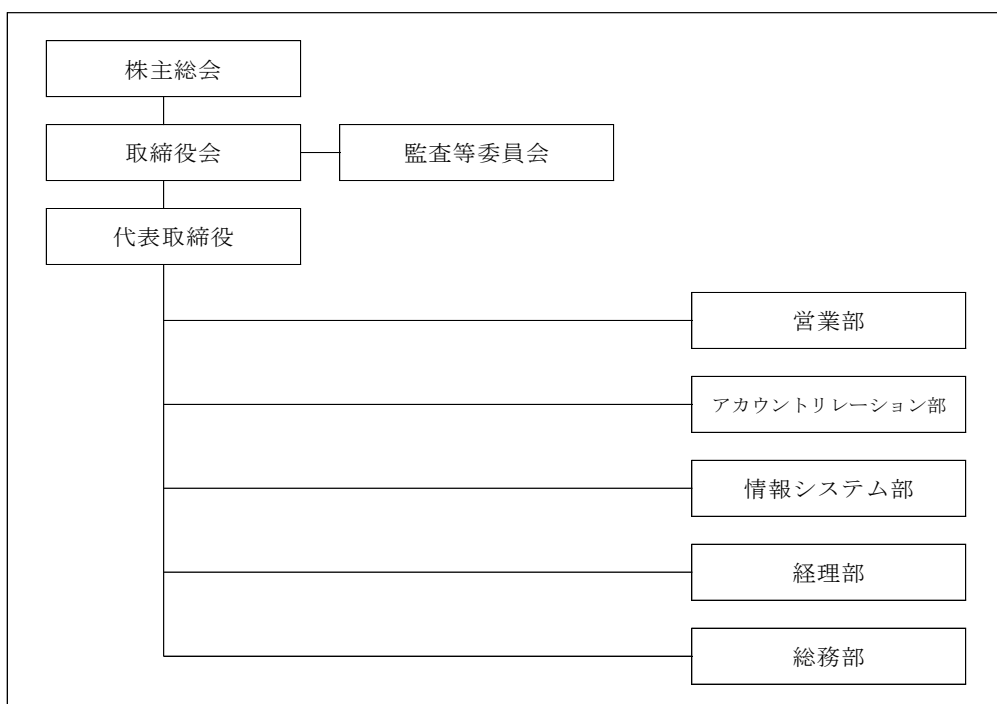
回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上高	3,023,757	3,650,984	4,084,879	4,900,128	6,009,367
経常利益	450,983	702,805	800,933	955,940	1,348,616
当期純利益	295,332	510,465	592,887	756,916	1,029,735
資本金	358,933	364,280	364,280	364,280	364,280
発行済株式 総数	10,359,000	10,405,800	10,405,800	10,405,800	10,405,800
純資産額	1,607,055	2,101,873	2,565,645	3,062,888	3,999,866
総資産額	2,142,678	2,785,891	3,256,957	3,853,380	5,072,527

⑤ 組織体制

2019年8月20日現在



2021年9月30日現在



※ 2020年10月1日より、事業本部を廃止し、現行の組織体制へ移行

## (2) GA社の概要

① GA社の沿革は、下記のとおりである。

年月	概要
2015年06月	株式会社グレスアベイル発足
2016年09月	事業拡大に伴い、本社を東京都中央区に移転
2017年04月	事業拡大及びサービス設備増強を目的に本社を移転
2017年05月	自社開発によるクラウド型セキュリティサービスを順次リリース
2017年11月	資本金を1,500万円に増資
2018年06月	資本金を2,500万円に増資
2019年01月	資本金を3,000万円に増資
2019年08月	イー・ガーディアンの子会社となる（64.3%）
2020年10月	イー・ガーディアンの完全子会社となる（100%）

② GA社の事業の概要

GA社は、拡大を続けているサイバーセキュリティ市場において、自社開発のクラウドセキュリティ製品の開発・販売及びソリューションの提供を行うサイバーセキュリティ事業を行っている。具体的には、クラウド型セキュリティサービス、脆弱性診断サービスの提供を行っている。

③ GA社の役員の推移は下記のとおりである。

・2019年8月20日現在

<u>氏名</u>	<u>役職</u>	
a氏	代表取締役（最高経営責任者）	2021年08月06日解任
g氏	取締役（最高技術責任者）	2021年03月31日辞任
h氏	取締役（最高財務責任者）	2020年07月31日辞任
e氏	取締役	

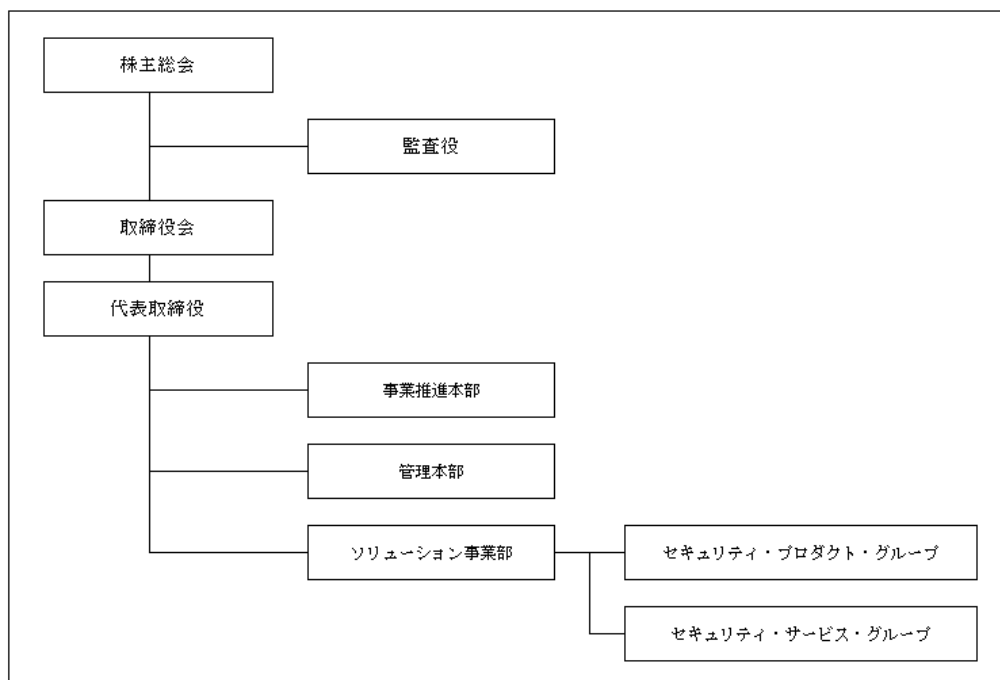
・2021年9月30日現在

<u>氏名</u>	<u>役職</u>	
寺田 剛	代表取締役（最高経営責任者）	2021年08月07日就任
e氏	取締役	
f氏	取締役	2020年12月17日就任
溝辺 裕	取締役	2021年08月07日就任

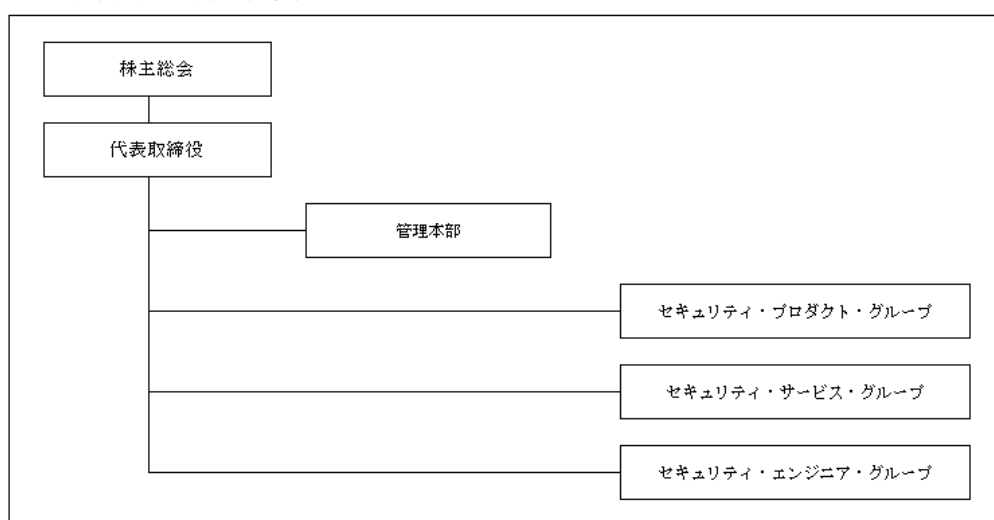
④ GA社の決算帳簿における業績推移は下記（略）のとおりである。

⑤ 組織図

2019年8月20日現在



2021年5月1日～9月30日現在



※ 2021年2月1日より、ソリューション事業本部を廃止し、現行の組織体制へ移行

### (3) 当社のG A社への出資経緯等

既述のとおり、当社のG A社に対する出資は二段階を経て行われており、その経過は以下のとおりである。

#### ① 増資引受

2019年7月10日 守秘義務契約を締結した。

なお、当社は恒常的にインターネットセキュリティ事業に関連するM&A等の情報取得を試みており、その過程においてP社のネット上でのG A社の資本提携の申出情報を得たものである。

また、本資本提携は、当時より全額出資ではなく、51%以上66%未満の範囲での協議とされていた。これは、G A社代表取締役であったa氏がIPO（新規上市）を目指しており、また当社においても連結対象子会社とすることで将来の事業拡大による投資メリットを業績に反映させうるものとして位置付けたものであった。

2019年8月9日 G A社株主総会において、募集株式発行及び総数引受契約書の締結について承認決議があり、また取締役会設置会社移行の定款変更等を踏まえて代表取締役a氏の重任、g氏・h氏及びE G S S社代表取締役e氏の新任等が承認された。

2019年8月13日 G A社の株式取得について、当社取締役会の承認を経て、当社及びG A社間で「投資契約書」及び「総数引受契約書」を締結し、G A社が新たに発行する株式9,000株（発行後の株式比率64.3%）を@33,300円、総額299,700千円を引き受けることが合意された。

2019年8月20日 当社からG A社に対し、上記株式払込金全額を支払った。

なお、本増資引受においては、上記のとおりP社の仲介を受けたのみであり、当社によるG A社へのデュー・デリジェンスは当社内部のみにおいて行われ、またその方法は、税務申告書に添付されている決算書の財務諸表の内容の確認、謄本、定款、規程、組織、従業員の状況、資本政策、事業計画の確認等について行われ、財務諸表の裏付けとなる預金残高証明書、取引残高証明書等の第三者作成による徴憑の提出は求めていなかった。

#### ② a氏からの株式購入による完全子会社化

2020年9月17日 当社取締役会の承認を経て、当社及びa氏間でa氏の保有するG A社全株式（5,000株）を@15,500円、総額77,500千円で売買することが合意された。

なお、本売買は、当社による増資引受後のG A社の業績が低迷を続けており、またG A社の技術力やa氏の営業力が当社の想定ほどに高くないことが明らかとなってきたことから、I P Oなどの計画を白紙化し、当社の完全子会社として、信用力・技術力の挺入れをすることを目的とするものであった。

2020年10月1日 当社からa氏に対し、上記売買代金全額を支払った。

ただし、この時点でa氏の代表取締役の改選は行われず、取締役構成の変更は事前（2020年7月30日付）の取締役h氏の辞任のみであった。

2020年12月17日 G A社株主総会において取締役会設置会社及び監査役設置会社としての定款を変更し、また新たにJ P S社社長のf氏を取締役として新任した。

## 2. 不正行為

### (1) 不正行為の概要

当委員会は、G A社における不正行為として、①不適正な支出行為、②不適正な債務負担行為、及び③これらに連動する粉飾行為の3つに分類して認定し、これらによる業績への影響額を分析した。以下、それぞれの類型ごとに詳細を明らかにし、これら不正行為を防ぎえなかった管理体制の問題点を指摘する。

### (2) 不正行為に至る事情・管理体制等について

#### ① 銀行口座の管理に関する問題点

G A社の八重洲口座及び管理口座は、2019年12月までの間、a氏一人によって管理され、入出金もa氏のみがその手続きを行っていた。

両口座は、いずれも紙の通帳が発行されていたが、a氏はその事実を秘匿した上、ファームバンキングの照会結果をプリントアウトし、G A社の経理担当者に提出していた。経理担当者はこのプリントされた照会結果を真正な預金データとして記帳していた。

なお、a氏は、G A社において上記2口座はいずれもいわゆるWEB通帳であり、紙の通帳は発行されていない旨虚偽の説明をしており、現時点においても、紙の通帳は返還されていない。

他方、2019年12月の時点でG A社には経理規程、稟議規程を含む内部統制に関する諸規程は制定されておらず、これらが規程化されたのは当社による増資引受から半年以上を経た2020年4月であった。

もともと、規程として整備されていなくても、入出金等の経理に関する起案・承認・実行を代表取締役一人がすべてを兼任することが内部統制上問題であることは他の取締役らも指摘していたところであり、2019年12月頃、八重洲口座だけはb氏(CFO)による管理に移管され、b氏も八重洲口座のファームバンキング情報の閲覧が可能となった。

しかし、この時点でも管理口座については、a氏は社員管理のリスクを唱えて移管を拒否し、入出金権限はもとより、ファームバンキング情報へのアクセスまでもが禁止された状態が継続されていた。

2020年9月、株式譲渡による完全子会社化を契機に、あらためてG A社の内部統制の在り方について検討が行われ、また管理コストの合理化を図り、同社の経理事務は当社で受託することになった。

上記のとおり、八重洲口座については、2019年12月からb氏が管理(閲覧)できていたが、2020年8月、b氏の退職に合わせて、同口座のファームバンキングのアクセス権限も当社経理に移管しようとした。ところが、a氏は、

そのアクセス権限を渡すことなく、当社からの要請に対しても言を左右してはぐらかし、自ら入出金処理を行い、その照会結果をプリントアウトしてGA社管理本部長のi氏に渡し、当社はその照会結果を基データとして記帳を行う体制になっていた。このように、b氏の退職後は、再び八重洲口座及び管理口座ともにa氏一人が管理（入出金及び閲覧）をする状態に戻っていた。

それに対し当社はa氏に対し、上記銀行口座の管理移管を強く求めたが、a氏が事実上サボタージュすることやむやみに先送りされ、2021年8月6日、a氏をGA社取締役から解任するまで状況は変わらなかった。

そして、a氏解任後ようやく銀行口座残高との照合が行われ、その結果、八重洲口座及び管理口座に関する粉飾が発覚したものである。

## ② 銀行口座の情報改竄について

前述のとおり、八重洲口座及び管理口座は、いずれも紙の通帳が発行されていながら、a氏はそれを秘匿し、ファームバンキングの照会結果をプリントアウトし、GA社の経理担当者に提出していた。経理担当者はこのプリントされた照会結果を真正な預金データとして記帳し経理処理が行われていた。

しかし、紙の通帳や証明印のある残高証明書と異なり、ファームバンキングからプリントアウトされた照会結果は改竄が容易である。a氏は、変造した照会結果をGA社経理担当に提出することでGA社の経理処理を粉飾し、長くその不正行為の発覚を逃れてきたものと考えられる。

## ③ GA社内の管理体制の不備

前述のとおり、GA社において経理規程、稟議規程を含む内部統制に関する諸規程が適用されたのは2020年4月以降であり、それ以前は明確な権限規程が存在しておらず、a氏の典型的なワンマン体制が維持されたままであった。

この点、当社は2019年8月の増資引受に際し、十分なデュー・デリジェンスを行っておらず、諸規程の不存在に関する問題意識は不十分であった。また、GA社がIPOを目指していたことから、東京証券取引所の上場審査等に関するガイドラインに沿って、当社との一定の独立性が維持されるよう配慮され、GA社内部での自助努力による内部統制システムの構築を期待する面もあった。これらの事情から、当社によるGA社の内部監査及び指導は徹底されていなかった。

また、当社関係者から延べ2名がGA社の取締役として選任されたが、もっぱら技術分野や営業分野を担当する者であり、管理部門に精通した担当者の派遣は行われなかった。



このため、2020年4月にGA社に内部統制上の諸規程が適用されるに至った後も、実際にはそれらは遵守されておらず、たとえば、預金残高の確認は、経理規程上、出納責任者が四半期末には当該金融機関から残高証明を徴して確認し、経理責任者に報告することとされていたが、前述のとおり、残高証明の徴求は行われず、かつその不遵守は放置されたままとなっていた。

#### ④ 不正行為の動機について

前述のとおり、当調査委員会は、a氏に対し事情聴取に応じるよう再三にわたり督促を続けているが、現時点でその実現に至っていない。このため、a氏がどのような動機や事情により本件不正行為に及んだものであるのかは未だ判然としない。

もともと、a氏は当調査対象期間の前後において私生活上の変化があったことがうかがわれるほか、a氏が掌管する個人会社（D社、E社など）宛てに資金流出していたことが確認されており、何らかの私的資金需要から不正行為に及んだことが推認される。

さらに言えば、2019年8月の当社による増資引受直後にa氏口座への高額の資金流出が行われていることから、当初より、M&Aや業務提携を口実として個人的資金獲得を企図していたのではないかとの疑念も払拭しえないところである。

### (3) 不適正な支出行為

- ① a氏は、2019年8月20日に当社から増資（299,700千円）が行われた前後において、再三に渡りa氏口座に多額の資金を送金しており（2019年8月20日20,000千円、翌21日5,000千円）、いずれも自己取引に該当するが、取締役会決議は経ていない。

また、それ以前にも、2019年3月に400千円、5月に7,302千円、6月に790千円、7月に600千円をa氏口座に振り込みを行い、8月（20日以前）にも1,315千円の不適正な支出を行っている。これらは、当社増資後も2021年7月まで頻繁に繰り返されているが、比較的少額のものであった。それら振り込み送金の他にカードで引き出すなどによって、GA社の口座から資金を不正に流出させていたが、それらの資金の動きは会計帳簿に反映させていなかった。ただし、不適正な支出のみではなく、GA社が資金ショートしそうな時には、逆にa氏口座から八重洲口座・管理口座に振り込みを行うこともあった。これらの不適正な入出金は合計で100回程度あり、出金したものと入金したものを清算した結果、36,211千円がGA社から不正に流出しているものと認められた。内訳は下記一覧表を参照されたい。

- ② また、上記のようにG A社の銀行口座から直接 a 氏口座に送金するという方法をとらず、第三者（F社）を介して、a氏が掌管する個人会社に5,700千円を送金させたり、ファクタリング会社から a 氏口座に9,000千円を振り込ませたり、ファクタリング会社に a 氏口座から7,800千円の振り込みを行った事例もあり、合計で43,111千円のG A社資金が a 氏に不適正に支出されていたものと認定された。詳細は後述する。
- ③ この他にも、コンサルタント会社等（I社、J社、L社、K社、F社等）へ5,003千円の支払いを行っているが、これらにはG A社の業務との関係が認められず、不適正な支出と認定した。詳細は後述する。

## 不適正な入出金額

単位：千円

入出金月	管理口座	八重洲口座	合計
2019年3月	-	400	400
2019年4月	-	-	-
2019年5月	-	7,302	7,302
2019年6月	-	790	790
2019年7月	-	600	600
2019年8月増資前	-	1,315	1,315
2019年8月増資後	-	25,000	25,000
2019年9月	-	-	-
年度小計	-	35,407	35,407
2019年10月	-	-	-
2019年11月	-	-	-
2019年12月	1,910	-	1,910
2020年1月	3,000	-	3,000
2020年2月	2,000	-	2,000
2020年3月	1,810	-	1,810
2020年4月	-	-	-
2020年5月	-	-	-
2020年6月	-	-	-
2020年7月	90	-	90
2020年8月	-	-	-
2020年9月	9,980	-	9,980
年度小計	18,790	-	18,790
2020年10月	-10,000	-	-10,000
2020年11月	-	-	-
2020年12月	-8,000	-	-8,000
2021年1月	-900	210	-689
2021年2月	-5,295	-859	-6,154
2021年3月	650	900	1,550
2021年4月	4,857	160	5,017
2021年5月	10,000	300	10,300
2021年6月	-2,810	-	-2,810
2021年7月	-7,200	-	-7,200
2021年8月	-	-	-
2021年9月	-	-	-
年度小計	-18,698	711	-17,986
総計	92	36,119	36,211

※金額は入出金の清算額

#### (4) 不適正な債務負担行為（ファクタリング取引等）

- ① 2021年2月に入ると、上記の不適正支出を行ってきたことで、GA社が資金ショートを起こすようになってきたと考えられ、a氏はファクタリング取引により、一時的に資金を得て資金ショートを回避しようとしたものと推認される。

ファクタリングは、多額の債務負担ないし売掛債権の処分であるにもかかわらず、取締役会の決議を経ることなく、不適正に実施している。

またファクタリング会社と取引するためには、GA社の決算書、銀行の通帳情報、売却債権に関する契約書、作業報告書、請求書等が必要となるが、a氏はそれら書類を偽造し、実際の売掛債権額より多くの債権があるかの如く装って、またときには債務者の印影までも偽造して、必要書類を捏造していた。

そのようなファクタリングは一時的な資金調達であるから、1つのファクタリングの清算のために別の新たなファクタリングを行わざるを得なくなり、結局自転車操業の状態に陥っており、その破綻は時間の問題と言えた。

- ② さらに、上記のファクタリング取引においては、当然、その都度多額の手数料が生じており、2021年2月から8月までで4社との延べ12回の取引において、合計38,433千円の手数料がGA社からファクタリング業者に支払われている。ファクタリング業者との取引詳細は別紙（略）のとおりである。
- ③ なお、前述のとおり、ファクタリング取引の一部では、本来、GA社に振り込まれるべき金員をa氏口座に振り込ませていることがあったが、その際にa氏は「個人口座振込依頼書」や「臨時株主総会議事録」などを偽造し、さらに当社印影の偽造まで行っていた。

#### (5) 粉飾（架空取引の計上）

##### ① 架空原価

前述のような不適正な支出行為を行った結果、当然、銀行の実際残高（以下「実際残高」という）は、GA社の会計帳簿上の残高（a氏が偽造した照会結果を記帳したもの。以下「帳簿残高」という）を下回ることとなる。

そこでa氏は、架空の原価取引を帳簿に計上することで帳簿残高を減額させ、実際残高との差を縮小しようと画策した。

具体的には、a氏は、取引実績のある他社名義の請求書を偽造し、原価として計上する一方、実際には振り込みは行っていないのに振り込みをした内容の照会結果を偽造して、GA社経理担当に提出し計上させていた。

すなわち、当調査対象期間中、2019年1月～2月は実際残高と帳簿残高での差額は認められなかったが、2019年3月から差額が生じ始め、当社が増資する

前の2019年5月期の決算書では、期末預金残高は20,825千円（帳簿残高）のところ、実際残高は13,920千円であり、6,904千円の預金不足が生じていた。

しかし、2019年3月に支払関係の書類を改竄することで実際より400千円多くの経費計上が行われていた。この架空原価の計上がなければ帳簿残高は21,225千円であり、その場合の実際残高との差額（預金不足額）は7,304千円になっていたと考えられる。

同様に、2019年6月～9月には、取引先3社（M社、N社、O社）の名義で、5回、架空の契約書や請求書等を偽造し、GA社の原価として計上していたことが認められ、その合計額は9,275千円となっている。

こうした架空原価の計上は、既述の「不適正な支出」による実際残高の不足を糊塗することを目的としたものと思われ、その検証のため2019年8月の増資前までの「架空原価」と「不適正な支出」を対比したところ、下記のとおり両者はほぼ一致していることが認められた。

架空原価			単位：千円		不適正な支出		単位：千円	
支払日付	相手先	金額	出金月	金額				
2019/3/29	経費	400	2019年3月	400				
2019/6/20	M社	831	2019年4月	-				
2019/7/8	M社	555	2019年5月	7,302				
2019/7/30	M社	6,667	2019年6月	790				
2019/8/6	O社	553	2019年7月	600				
2019/9/18	N社	666	2019年8月増資前	1,315				
小計		9,675	増資前小計	10,407				
消費税分		742	2019年8月増資後	25,000				
合計		10,417	2019年9月～2021年9月末	804				
			合計	36,211				

## ② 架空売上 (H社・F社事案)

2019年8月の増資により当社の子会社となった後は、GA社として相応の売上・収益を計上することが求められていた。そこにおいて上記のような架空原価の計上を行うと見かけ上の収益を圧迫してしまい、当社の管理が厳しくなることが予想された。そこで、a氏は、帳簿上の売上げを増やすため、他社に対する実体のない取引(a氏一人でシステムコンサルタント業務を行った)を偽装し、高額の売上高を架空計上して、GA社の業績を一時的に良いものに見せる粉飾を行った。

すなわち、a氏はH社に対するシステムコンサルタント業務を完了したと称し、2019年11月30日付で60,000千円の売上を計上した上、a氏が管理していた管理口座から八重洲口座に宛てて、H社の名義を冒用して2019年12月19日、同額の入金を行った。それに合わせて、a氏は、2か月程度の時間をかけて作業をしたものと偽り、これに沿った契約書、作業報告書、請求書などを偽造していた。

そもそも、GA社は、セキュリティ事業と脆弱性診断を事業の柱として営業している会社であり、システムコンサルタント業務の売上というのは、たとえa氏の個人的業務であるとしても不自然であり、かつ、60,000千円という多額の売上が生じるほどにa氏が当該業務に専念していた様子は全く無く、他の社員、GA社取締役らからみても疑念があったようである。

しかし、60,000千円という多額の売上計上という好結果に加え、形式的には書類は整備されていたことから、疑念は深く追求されることのないままに受け入れられてしまっていた。

しかし、この高額架空売上の計上により、管理口座においては、「実際残高」と「帳簿残高」の差額が拡大することとなった。

## ③ F社による架空原価

さらにa氏は、上記のH社への業務の外注として、従前より取引(月額100千円程度の補助金申請、労働者派遣事業等の資料作成その他に関するコンサルタント業)を行っていたF社に依頼し、300千円の手数料と引き換えに、6,000千円の架空の原価請求をするよう依頼し、同社から2020年4月10日付請求書を受領した上、GA社からその支払をさせた。

そして、a氏は、F社が受領した金額から、5,700千円をE社に対し送金させた。

以上の架空原価の計上は、F社という第三者の協力を得て、そのF社自身が作成する請求書等を利用している点において、a氏自ら書類の偽造等行った他の粉飾事例とは相違が認められる。

なお、H社への業務完了後に約4か月も経てからの外注費の請求であったことから、当社内においてもその不自然さが疑われ、厳しく検証するよう指示されたが、書類が完備していたことから、その時点では実体のない架空原価であることの確認にまでは至らなかった。

#### ④ その他の粉飾

その他、粉飾に分類されるべき不正行為として、以下の事例も認めた。

##### i) 経費の期間帰属

2019年5月前に生じていた外注費が本来計上されるべき時期に計上されず、当社の増資が内定された2019年8月に請求が行われ、その後支払がなされている事例がある。GA社の資金繰り上の都合と思われ、不正な資金流出をとまなうものとは認められなかったが、それによって当社は粉飾された財務情報を基に増資が行われたことになり、しかも増資後の営業費や開発費に充てられるべき資金が、増資前の旧債務に流用されたことになる。その意味で、不適正な会計処理と認められる。

##### ii) K社事案

GA社は、2019年9月6日、K社（以下「K社」という）に「コンサルタントフィー」として3,000千円の支払いを行っている。K社との取引実績が認められないことからその内容を照会したところ、GA社が業務委託をしたn氏（以下「n氏」という）に対してK社が債権を有しており、n氏への請求に代えて、GA社のn氏への支払から回収されたいとのn氏の指示に対応したものである旨の回答がなされた。

しかし、GA社からn氏に対する業務委託内容は不明であり、同人の指示によるK社への支払が妥当なものであったかどうか確認には至っていない。また、仮にGA社のn氏に対する債務が存在するとしても、GA社における適正な社内手続きもなく、かつ明確な合意書面のないまま、三者決済を行うことが妥当な手続きであるとは到底認められないものとする。

## (6) 業績への影響額

以上の不正発生の状況に関して、時系列にまとめたものが表1である。

不適正な支出行為、不適正な債務負担行為及び粉飾によって発生したGA社業績（四半期ごと）への影響額は、表2のとおりである。なお、表2における未収入金は、当社及びGA社のa氏による不正行為に基づく同氏に対する返還請求権ないし損害賠償請求権を意味し、当該未収入金の回収可能性を現時点で見込めないことから、その全額について貸倒引当金を計上する会計処理を採用している。ただし、引き続きa氏に対し、これらの回収を図っていく必要がある。

表1：不正発生の状況（時系列）

	2019年												2020年												2021年									金額
	月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
M&A関係						調査 増資																										増資金額 299,700千円		
						←○ 8/20																										取得金額 77,500千円		
不適正な支出																																43,111千円		
																																5,003千円		
不適正な債務負担行為																																38,433千円		
粉飾																																9,675千円		
架空原価																																		
																																60,000千円		
架空売上																																		
																																9,000千円		
架空原価																																		



表2：業績への影響額(連結財務諸表)

単位：千円

	現金及び預金	未収入金	未払金	買倒引当金	各期の買倒引 当金繰入額	非支配株主に 帰属する分	その他損益調整 その他	税引利益に対す るインパクト
第22期 有価証券報告書 (2019年9月期)	△25,105	37,780	-	△37,780	25,105	△8,966	-	△16,138
第23期 第1四半期 (2019年12月期)	△93,016	45,692	-	△45,692	7,911	△24,254	60,000	△43,657
第23期 第2四半期 (2020年3月期)	△99,831	52,507	-	△52,507	6,814	△573	-	△6,241
第23期 第3四半期 (2020年6月期)	△99,831	58,507	-	△58,507	6,000	18,982	△6,000	△18,982
第23期 有価証券報告書 (2020年9月期)	△109,903	68,579	-	△68,579	10,072	11,678	-	△21,750
第24期 第1四半期 (2020年12月期)	△91,903	128,079	-	△146,079	※ (7) 77,500	-	-	△77,500
第24期 第2四半期 (2021年3月期)	△65,982	133,357	31,200	△155,134	9,054	-	-	△9,054
第24期 第3四半期 (2021年6月期)	△38,517	167,792	93,100	△169,474	14,340	-	-	△14,340
第24期 有価証券報告書 (2021年9月期)	△133,299	169,474	-	△169,474	-	-	-	-

※株式買取時の表明保証違反部分、個別財務諸表から修正

## (7) 株式追加取得に対する会計処理の修正

2020年10月、当社がa氏から取得したGA社株式については、上記の不正行為発覚とそれによる業績への影響が判明した以上、その時点において実質的に買受価格相当の価値を有していなかったことになる。

当該株式譲渡契約書では、GA社の資産の所有に関して表明保証違反に伴う損害賠償責任が定められている。

それに関する会計処理としては、追加取得持分の実質的価値と追加投資額との間に生じた差額は、資本剰余金として処理する（連結財務諸表に関する会計基準第28条）のは適切ではなく、個別財務諸表上で取得時に評価を減ずる処理を行うことが必要と考えられる。

### 第3 要因分析と再発防止策の提言

#### 1. 本件の特異性

##### (1) a氏の背信的意図と隠蔽工作

本件は、2019年8月に当社がGA社の増資を引き受けた際に、当社から支払われた多額の資金が、その直後からGA社の事業とは関係なくa氏個人に対して支出されていることや、a氏による各種書類の偽造によって巧妙に隠蔽工作がなされていたことなどから見て、元々、資本提携に関する交渉当初よりa氏には明確な背信的意図があったのではないかと強く疑われるところである。また、a氏のその隠蔽手段は、銀行名義の照会結果や、他社との契約書・請求書等の様々な徴憑書類を偽造するという極めて悪質で巧妙なものであることから、GA社の内部だけでそれを疑い不正を調査することは極めて困難であったと考えられる。なお、デジタルフォレンジックによるa氏のメールの確認や、関係者からのヒアリングにより、本件がa氏個人による不正を超えて、当社またはGA社内の組織的共謀、関与があったものとは認められなかった。

##### (2) 内部統制システム構築の遅れ

このような意図的な不正を防止し、早期発見するためには、そのような不祥事を想定した二重・三重のチェック体制や人事異動制度、研修等を通じた意識改革、小さな情報までもが共有される自由で開放的な組織体制などを構築することが必要であり、それによって相当程度の効果を挙げうるものと考えられる。その点、本件では、以下のような諸事情により、GA社に関してその内部統制システムの構築が遅れていたことが認められる。

- ① a氏はGA社の実質的な創業者であり、オーナーとして実権を把握し、代表取締役を務めていたものであり、しかも当社による増資引受時においては、a氏個人の有する商品開発力、営業力に期待を寄せていた事情があった。このため、当社としては、a氏自身がGA社に不利益をもたらすような不正を謀ることを全く想定していなかった。
- ② a氏は、GA社のIPOを志向していたが、当社としてもそれを期待するところがあり、100%連結子会社とすることにはこだわらずに増資に応じた上、GA社のIPOに期待さえしていたと言える。このため、子会社の上場審査基準に抵触することがないように、あえてGA社の独立性を尊重し、人事・監査などによる干渉にも消極的であった。

- ③ ちなみに、当社グループの他の連結子会社についても、G A社と同様にM&Aの手法により傘下に置いてきたものもあることから、万が一にも同様の不正行為がなかったかについて、あらためて銀行から残高証明書を徴求するなどして検証したが、そのような事象は一切認められなかった。

## 2. 時系列による要因分析と再発防止策の検討

上記のような認定を踏まえ、当調査委員会は、時系列的に対応すべき以下の検討を行い、それらを踏まえた再発防止策を提言するものである。

### (1) 2019年8月（増資引受時）

- ① 当社がG A社と資本提携し、増資に応じた際の調査としては、前述した当社内部でのデュー・デリジェンス調査にとどまっていた。そのような拙速な調査に止まった原因としては、G A社の財務規模（現預金 20,825 千円、借入金 116,359 千円、純資産 3,606 千円など）が大きくなかったことに加え、当社がG A社の開発するクラウド型セキュリティサービス事業の将来性を高く評価している中で、他のベンチャーキャピタルが同社に興味を示しているとの情報があったことなどによるものと思われる。
- ② しかし、少なくとも銀行口座について残高照会を行い、その回答を得ることは極めて容易であった。もちろん、当社がa氏に対しその要請をした場合には、これを可としないa氏に拒絶され、結果として資本提携には至らなかった可能性もあれば、あるいはa氏が銀行の残高証明書を捏造した可能性も否定できない。しかし、こうした基本的なデュー・デリジェンスの対応を怠ったことは事実であり、その結果として本件端緒時の発覚の機会を逸する結果となったことは銘記され、反省されなければならないと考える。
- ③ 当社が今後もM&Aによる事業拡大を図り、成長戦略の柱の一つとするのであれば、本件を教訓とし、事前のデュー・デリジェンス手続きの相当性・客観性が確保されるべきであり、相手方の規模によっては外部専門家への委託を含めて、より慎重な対応が取られるべきである。

### (2) 2019年9月以降（増資引受時後）

- ① G A社は当社の増資引受に合わせて取締役会設置会社となり、a氏を含む4名の取締役のうち、当社の指定を受けた1名が選任された。
- ② しかし、当社指定の取締役1名は、技術部門の専門家であり、G A社の管理体制を十分に掌握し監督しうる者ではなかった。

また、GA社は、取締役会設置などの組織変更にかかわらず、これにともなって必要な取締役会規程や、代表取締役であるa氏の預金管理に関する権限規程、経理規程などの整備を進めておらず、内部統制システムの構築は、事後的に、かつa氏の了解が及ぶ限りの範囲で進めていたにすぎなかった。

- ③ 当社が技術的専門家をGA社の取締役として指定し選任したこと自体に問題があるわけではないが、子会社の取締役に就任した以上、当社と連携しつつ内部統制システムの構築に一定の関与を果たすべきであることは言うまでもない。ところが本件では、当社は当該取締役を選任するに際し、必ずしも管理部門への関与を要しないと誤認されるような指示をした可能性があり、少なくとも管理部門にも目を配るよう明確な指示はされていなかった。

今後、同様に当社から子会社取締役に選任される者に対しては、取締役としての責務を認識させ、また就任後も連携を図り、相応の役割を果たすようにすべきである。

- ④ 諸規程の整備が遅れたことについては、背景にIPOとの関連がうかがわれるものの、むしろ、内部統制システムの構築はIPOの第一歩でもあり、IPO志向ゆえに親会社としての関与が弱まり、内部統制システムの構築が遅れたという弁明は自己矛盾であり合理性は認められない。

今後の当社の子会社戦略におけるIPOの位置づけは別途議論されるべきであるが、本件を教訓とし、少なくとも内部統制システムの構築など前提条件が整った上でIPOの検討が開始されるべきである。

### (3) 2019年12月（八重洲口座の管理移管）

- ① GA社内でも、八重洲口座及び管理口座がa氏一人の管理下に置かれていたことについては、内部統制上の問題としても、また代表取締役が仔細な経理事務を行うことの合理性の問題としても、その改善が議論されていた。また、当社からもa氏から経理担当者への口座管理の移管が指示されていた。

この結果、ようやく2019年12月に八重洲口座のファームバンキングへのアクセス権限のみb氏への移管が行われた。

- ② 八重洲口座はその移管時において、実際残高と帳簿残高の帳尻が合わせられていたものの、直近決算期である2019年5月末時点では、108千円の差額が生じており、2019年8月末の時点では25,719千円の差額が生じていた。

したがって、八重洲口座の管理移管時に、その時点での照合にとどまらず、少しでも遡って照合されていたならば、実際残高と帳簿残高の違いが確認され、本件不正が発覚した可能性があった。

- ③ その点、経理処理の問題と見るならば、過去に遡ってまで照合することは過剰な事務負担を課する恐れが無いわけではない。

しかし、本件の特異性、ことに a 氏が移管要請を拒否して長く独占的に管理し、ようやく八重洲口座のみ移管されたものの、管理口座の移管は未了のままという不自然な状況にあったのであるから、より厳密かつ慎重な照合手続きを行うことが必要であったと考える。

#### (4) 2019年11月～2020年4月（H社の架空売上とF社の架空請求）

- ① 2019年12月19日、H社名義の架空売上60,000千円の入金があり、他方、それに関する外注業務費用として2020年4月にF社からの架空請求が行われた。
- ② H社への売上については、当時からa氏個人による作業実態の存在に疑念があり、他方、F社の架空請求については、その請求時期が明らかに不自然であった。とくに後者についてはGA社における原価管理の問題として当社でも調査を行ったが、契約書類等が完備されていた上、この一連の取引により多額の売上及び利益が計上されていたことから、踏み込んだ調査は行われず、実態の解明に至ることはなかった。
- ③ この一連の取引に関する調査、とくにF社の架空請求について、外注業務から4か月を経過しての請求であることの異常性について調査が不十分であったと言わざるを得ない。もとより、GA社の取引について、当時、完全親会社ではなかった当社の調査権が及ぶ範囲やその行使方法には制約がないわけではない。しかし、今般、当調査委員会の照会に対し、F社代表取締役から任意かつ速やかに協力が得られ、その結果、上記の真相が判明したことに鑑みれば、当時においても、書面の形式的確認にとどまらず、F社にアクセスしていたならば、a氏の不正が明らかになった可能性を否定できない。

今後は、一定の疑念のある取引に対する調査に際しては、本件を教訓とし、取引先との信頼関係維持に配慮しつつも、直接のヒアリング実施も検討されなければならないと考える。

#### (5) 2020年4月（諸規程の整備・適用時）

- ① GA社では、2020年4月になってようやく経理規程、稟議規程を含む内部統制に関する諸規程が整備され、適用された。
- ② しかし、諸規程の整備は形式的なものにとどまっていたものと思われ、四半期ごとの銀行残高照会など、規程上のルールが厳密に運用されていたとは認定しえなかった。
- ③ 諸規程は、それが遵守されていなければ意味がなく、また遵守されているかどうかは常に検証されなければならないことは自明である。もとより、内部統

制の運用が長期に及んでいる当社のシステムが、すべての子会社、とくに子会社化して間もない会社にそのまま適用されることは困難な場合もあろう。その場合には経過規程を設けるなどして、段階的にシステムの浸透を図ることも許容される場合があるものとする。

この点、GA社に適用した諸規程については、その作成過程において、GA社に適合するかどうか、そこでの運用にいかなる支障が生じる恐れがあるのか、それを回避するためにどのような調整が必要となるか、など具体的な検討作業が行われた様子がうかがわれない。

それらの対応が、GA社における諸規程整備の遅れとその適用の不徹底の要因となり、結果として本件不正行為の発覚を遅らせたものと考えられる。

#### (6) 2020年10月（完全子会社化時）

- ① 当社がa氏からGA社保有株の全部を譲り受けることで100%子会社化を行い、これに合わせて取締役会非設置会社への移行などの組織変更を行った。
- ② その時点でIPOへの志向は放棄されたにもかかわらず、管理口座に関するa氏の独占的管理状況は改善されず、当社への移管にはさらに時間を要することとなった。

その頃、a氏の代表取締役としての資質にはすでに疑義が生じており、また諸会議への欠席が続くなど、形式的にもその責務を果たしているとは言えない状況であった。

それにもかかわらず、a氏の職務が解かれるまでにはさらに約1年を要したのである。

完全子会社化以前の段階において管理口座の移管が実現しなかったことや、経営体制の刷新が行われなかったこと背景には、a氏からの株式買収による完全子会社化実現を優先せざるを得なかった事情があると思われる。

しかし、完全子会社化が実現した以降は迅速にそれらを推進すべきであったが、その後の対応にも遅れがあったものと言わざるを得ない。確かに、人事には機微の問題もあり、形式的な時間経過のみをもって批判すべきではないが、管理口座の移管は1年以上前から要請していたものであり、かつa氏の意図的サボタージュを併せ考慮するならば、その背景にあるリスクを推察し、毅然と対応して然るべきであったと考える。

#### (7) 2020年10月以降（b氏退職後）

① 2019年11月にb氏がGA社のCFOに就任し、2019年12月頃、八重洲口座だけはb氏による管理に移管され、b氏も同口座のファームバンキング情報の閲覧が可能となった。

2020年10月1日、当社はa氏からGA社株式を追加取得し、100%子会社になったこと、及び、同月にCFOのb氏が退職したことなどから、同社の経理事務を当社が受託することになった。他方、b氏が有していたファームバンキング情報のアクセス権限は当社に引き継がれることなくa氏のみが持つこととなった。

そうした状況において、当社が受託した経理事務は、あくまで形式的事務処理にとどまり、口座情報はa氏が提供する照会結果によらざるを得なかった。のみならず、a氏からの情報提供が遅滞しがちであったことから、当社はa氏に対しファームバンキング情報のアクセス権限を移管するようa氏に再三要請したが、言を左右してはぐらかされ先送りにされてしまった。

② このように、100%子会社化とb氏の退職は、GA社の口座管理を移管させる大きな契機であったと考えられる。しかし、上記経緯からすれば、a氏に対する疑念を強め、その行動を疑い、より徹底した調査と追求を行うべきであったにもかかわらず、その時点での当社の対応が不十分であったこと、その結果として本件不正行為の発覚がさらに遅れたことは指摘されなければならない。

## (8) 再発防止策の総括

以上の検討結果を踏まえて、当調査委員会では、以下のとおり再発防止策を提言する。

### ① 子会社に対する管理体制構築の重要性

GA社では、経理処理における基本的なチェックシステムさえ構築されていなかった。例えば、銀行からの残高証明書の入手や、印鑑管理、印鑑使用記録の作成と管理などについては規程すらなく、あるいは運用が徹底されていなかったため、資金管理の杜撰さは疑問の余地がなかった。これらは容易に改善できるところであり、当社としても買収に際して、早期にそのような視点を持ち、改善に取り組むべきであった。ところが当社は、買収後も、GA社の管理体制について、だれが、どのように管理・指導するのかについて、明確な権限と責任の分担を決めておらず、その結果、a氏のワンマン経営と杜撰な管理体制が継続し、本件不正行為の発覚もいたずらに遅れてしまったと考えられる。

a氏のような、ワンマン経営者に対するコントロールは、経験が乏しく、また権限のない社員だけでは難しいところである。その点、親会社である当社がGA社の役員や社員と緊密に連携し、当社への相談・報告体制を設置し、経営者

に対しても毅然たる態度で臨むべきであった。しかし、本件ではそれができず、管理口座が最後まで移管されなかったように、a氏の独断やルーズな対応に翻弄されてしまったものである。

「経営者が不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめることがある」（財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準I「3.内部統制の限界」参照）との前提に立ち、有効かつ実効性のある内部統制システムが構築されていなければならない。

当社としては、本件を教訓とし、子会社の役員・社員と連携を含めて、子会社に対する毅然たる管理体制構築の重要性を再認識すべきである。

## ② デュー・デリジェンスの重要性

M&Aにおいては、適切にデュー・デリジェンスを実施することが肝要である。買収案件で当社の担当者が自らデュー・デリジェンスを行う場合には、現金預金などの実体資産については、買収時における残高確認について適切な証拠を持って行うべきである。具体的には、買収先のすべての銀行口座に関して銀行発行の残高証明書を手入して残高照合を行うか、または預金通帳を手入して残高照合を行うことが必要不可欠である。

相手の企業規模が大きい場合など、当社担当者がデュー・デリジェンスを行うことが適切でない場合には、外部の専門業者にデュー・デリジェンスを依頼することを躊躇してはならない。

## ③ 会議出席の重要性

子会社を含め定例で行われている当社の進捗会議・月次報告会において、子会社社長の出席を義務付けることが肝要である。体調不良等の理由で長期的に欠席が継続する場合には、診断書などの提示を求めるべきである。

本件関係者からのヒアリングによると、a氏は完全子会社化後、同会議に出席する回数が著しく減っていたにも関わらず、当社はその理由の確認も徹底せず、COOの代理出席を認めるなど安易に放置してしまったものと言わざるを得ない。代理ではなく、a氏本人に会議への出席を強く義務づけ、その場で経営状況・経理状況などについて直接質問がなされたならば、本件不正行為の早期発見につながった可能性は否定できないところである。

## ④ 経理業務の当社受託

子会社の経理業務などの重要な管理業務は当社が受託することを原則とし、例外は限定的にすべきである。また、これを「関係会社管理規程」に明文化することが肝要である。



GA社はIPO志向を理由として管理業務を自社にて行っており、当社の子会社としては例外的な措置となっていた。このため、銀行口座の管理権限をa氏に集中させてしまい、不正行為を可能とする機会を与えてしまったものである。本件を教訓とし、経理業務などの重要な管理業務を当社が受託することについて、規程上明確にルール化すべきと考える。

#### ⑤ 当社内部監査部門の強化

当社内部監査部門の機能強化を図るべきである。本件買収後において当社内部監査部門によるGA社の内部監査は2回行われている（2020年8月～9月、2021年5月）。

しかしその際は、関係書類の閲覧やヒアリングなどの監査手続を通じた社内規程の整備や情報資産管理の状況などのチェックに留まり、実体資産の現物確認や残高の確認手続までには至っていない。時間的にも人的資源においても限界があったと推察するが、それもまた、本件不正行為の発覚を遅らせた一因と言わざるを得ない。

現状の内部監査部門の担当者は専任1名、兼任2名の体制であるが、本件を教訓とし、予断を持つことなくより実質を伴った内部監査を遂行するためには、他部署との兼任でもやむを得ないが、内部監査部門の人員増強による機能強化を図るべきであると考えます。

#### ⑥ 経理業務の職務分担の重要性

子会社の経理業務・出納業務に関しては、銀行口座のファームバンキングへのアクセス権限者、入出金処理担当者、及び承認者を適切に職務分離することが重要である。また、そのことを子会社の業務分掌規程や職務権限規程に明確に文章化する必要がある。

そのうえで、当社の連結会計に取り込まれる四半期末ごとの残高について銀行口座の帳簿残高と残高証明書の残高の照合を行うようにルール化・運用の徹底をするべきと考える。

銀行口座の通帳については、紙の通帳か、WEB通帳かを明確に決め、紙の通帳の場合は上記職務分離の視点で通帳管理者を決めるべきである。また、WEB通帳の場合には明細書などの改竄の危険が増えることを想定し、残高証明書の入手は銀行口座の入出金担当者及び承認者以外の者が行うように明確にルール化すべきである。

さらに、実印や銀行印の管理の徹底を行うべきである。GA社以外の子会社については、当社にて保管管理及び押印簿による使用記録の明確化を徹底している。しかし、GA社に関しては買収後から今回の不正が発覚する直近

までの間、押印簿も整備されていなかった。その結果、a 氏に悪質な不正行為の機会を与えてしまった側面も否めない。

現状では押印簿はすべての子会社で整備されているが、これを継続・徹底すべきと考える。

## 第4 結び

当調査委員会は、限られた時間と権限の中で、最大限の情報収集と分析を行い、議論を重ね、上記の結論に至った。再三の要請にもかかわらず、a氏が一切調査に応じなかったことから、不正行為の動機や取得金の使途など解明に至らなかったことは誠に遺憾である。

本件不正行為は、a氏による会社資産の私的流用に止まらず、各種書類の偽造変造による粉飾経理や第三者を巻き込んだ隠蔽工作などの事実が確認されており、当調査委員会としては極めて計画的で悪質な不正が長期間にわたって繰り返されたものと評価せざるを得ない。また、それによるGA社及び当社の損失も甚大なものとなった。

当社の傘下に入ったとはいえ、代表取締役による犯行であり、早期発見が難しい背景事情があったことも否定しないが、GA社においても、当社においても、リスクを想定し、本来あるべき適切な管理を行っていたならば、ここまでの損失拡大は避けられた可能性があることは指摘されなければならない。

当調査委員会としては、当社が、本調査によって浮き彫りとなった数々の問題点を真摯に受け止め、グループ企業全体の毅然たる内部統制システムの構築と確実な実践に務め、再発防止に取り組むことを強く要請し、調査の結びとする。

以上